

●香川県告示第131号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり法第26条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年6月26日

香川県知事 池 田 豊 人

1 起業者の名称

観音寺市

2 事業の種類

新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業及びこれに伴う付帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県観音寺市豊浜町姫浜字上高丸、字下高丸、字下喜吐地、字竹塚及び字分股地内

(2) 使用の部分

香川県観音寺市豊浜町姫浜字上高丸地内

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県観音寺市豊浜町姫浜字上高丸、字下高丸、字下喜吐地、字竹塚及び字分股地内において施行する「新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業及びこれに伴う付帯工事」（以下「本事業」という。）である。本事業のうち、「新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業」は、起業者が道の駅を整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本事業のうち、付帯工事は、法第3条第35号に掲げる「事業のために欠くことのできない通路」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、必要となる経費の予算措置を講じていると認められることから、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

観音寺市は、四国のほぼ中央部に位置し、地理的条件やアクセス性に恵まれているが、人口は、昭和60年をピークとしてそれ以降減少を続けており、地域コミュニティの機能低下や生活関連サービスの縮小、税収減による行政サービス水準の低下など様々な影響が懸念されている。

起業者は、このような状況に対処するため、「第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画」等各種計画を策定し、地域経済の活性化や交流・関係人口の拡大を図り、安全・安心で魅力あるまちづくりを実現することを目的として、幹線道路である国道11号線沿線に新たに道の駅を整備することとした。

また、我が国では近年、大規模な自然災害が相次いでおり、特に今後30年以内に60%から90

%程度以上の確率で発生すると予測されている南海トラフ地震の被害規模は、東日本大震災を上回る見込みとされていることから、道の駅には、災害が発生した際に観音寺市のみではなく四国全域の広域的な防災拠点としての役割を担うことができる機能を整備することとしている。

本事業は、起業者と道路管理者である国土交通省が、道路休憩施設及び道路・観光情報発信施設を擁する「一体型」の道の駅を整備するものであり、地域の振興や産業の活性化、防災機能の向上等の相乗効果が期待できる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本事業の起業地周辺には、「香川県レッドデータブック2021」（令和3年3月）において絶滅危惧Ⅰ類に区分されるオカオグルマ等の重要な種が生育している可能性があることから、起業者は、工事着手前に現地踏査を行い、希少種が発見された場合には、専門家の意見を聴いて移植等の保全措置を適切に実施することとしている。

また、起業地周辺は、埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業の起業地の選定に当たっては、主要幹線道路である国道11号線及び同377号線沿線並びに高速道路のインターチェンジ周辺から、交通の利便性や防災拠点としての適地性等を考慮して選定した4か所の候補地について、社会的観点、技術的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、整備後の施設の利便性及びアクセス性に優れている起業地が選定されており、その選定は適切であると認められる。

したがって、本事業の事業計画についても、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、本事業は、人口減少の進行による地域コミュニティの機能低下や生活関連サービスの縮小、税収減による行政サービス水準の低下など様々な影響に対処するため、地域経済の活性化や交流・関係人口の拡大を図り、安全・安心で魅力あるまちづくりを実現することを目的とするものであること、また、南海トラフ地震等の大規模災害発生時の防災拠点を整備するものであることから、できるだけ早期に完成を図る必要があると認められる。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
観音寺市政策部プロジェクト推進課